

石綿の事前調査が適切に実施されなかった事例に関する調査結果

「アスベスト対策に関する行政評価・監視 ―飛散・ばく露防止対策を中心として― 結果に基づく勧告」(平成 28 年 5 月総務省) p. 9

今回、調査対象 16 県(注 4)内で平成 22 年 4 月から 27 年 7 月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル 1 又はレベル 2 のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが 52 件(注 5)確認された。

(注 4) 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計 16 県(以下「16 県」という。)

(中略)

なお、52 件のうち 41 件は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる無届出による解体等工事であり、また 29 件(うち、無届出 24 件)は、アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められるなど、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

「アスベスト対策に関する行政評価・監視 ―飛散・ばく露防止対策を中心として― 結果に基づく勧告」(平成 28 年 5 月総務省) p. 34

レベル 3 建材規制を実施している県市では、(中略)また、作業実施前の届出を義務付けている 8 県市のうち 1 県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、(中略)届出のあった箇所以外にもレベル 3 建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が 6 割前後にも及んでおり(平成 25 年度は事前届出 714 件に対し 400 件(56%)、26 年度は事前届出 649 件に対し 407 件(63%))、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル 3 建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている(注 3)。

(注 3) 上記 1 県市以外の 7 県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。